

## 横浜環状北線用地取得の進捗状況及び今後の手続きについて

### 1 用地取得の進捗状況について

横浜環状北線は、全区間において用地取得及び区分地上権の設定を進めています。

平成 19 年度は、新横浜立坑と子安台立坑の工事に着手し、来年度以降トンネル工事等を進め、平成 24 年度の完成を目指しています。

- **平成 18 年度末 用地取得進捗率：約 44%**（平成 17 年度末では約 23%）
  - ・ 工事工程上先行する区間（新横浜立坑～馬場出入口）：約 65%
  - ・ 平成 19 年度工事着手箇所（新横浜立坑・子安台立坑）：約 99%（工事着手に必要な用地は確保済）

### 2 今後の手続きについて

#### (1) 経緯

平成 13 年 12 月 4 日、国土交通大臣が都市計画事業の承認を告示すると同時に、「収用の手続きが保留される」旨の告示がなされています。

#### 【収用手続き保留の理由】

横浜環状北線は、全長約 8.2 km に及ぶことから、用地職員の配置や予算措置の制約等により、土地所有者等から、土地に関する補償費の支払請求等を一斉に受けた時、これに応じることが困難であるため。

#### 【保留される主な項目】

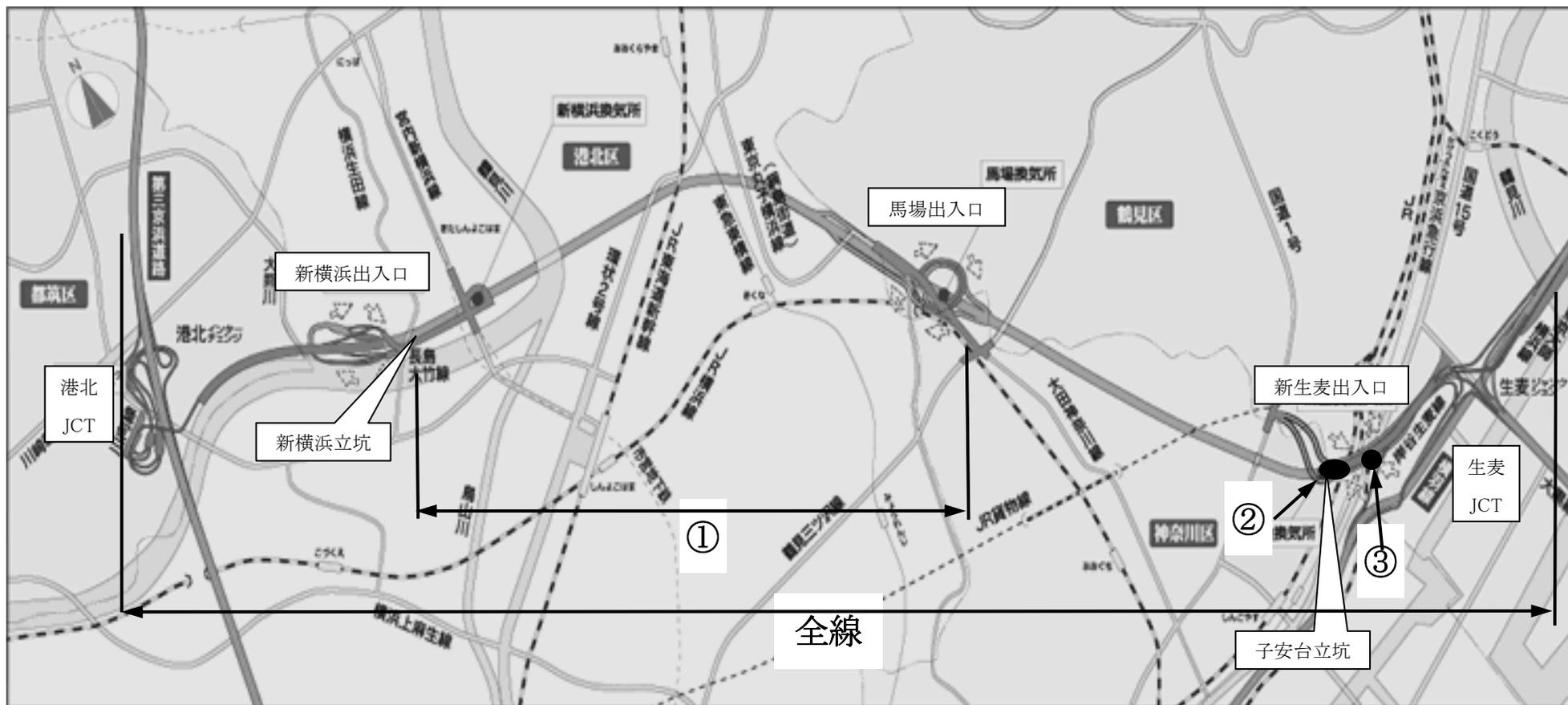
- ・ 補償金の支払請求
- ・ 裁決申請の請求
- ・ 裁決申請及び明渡裁決の申立て など

#### (2) 今後の手続き

現在、任意で用地交渉を進めていますが、3 区間（裏面参照）については、補償金の支払請求等に応じる態勢が整ったことや、平成 24 年度に完成させるために先行してトンネル工事を進めていく必要があり、用地取得が急がれていることなどから、**「収用手続き保留解除」の申立てを神奈川県知事に対して行います。**

- ・ パンフレット等による地元周知を経て、平成 19 年夏頃には告示の見込みであり、その後、告示した旨の看板を現地に設置する。
- ・ 3 区間以外についても、事業の進捗をみながら、順次「収用手続き保留解除」の申立てを行う。

【横浜環状北線 位置図】



【用地進捗率（平成18年度末時点）】

区 間	進捗率（面積ベース）
全 線	約44%
①区間（新横浜立坑から馬場出入口）	約65%
②区間（子安台立坑部）	約99%
③区間（国道15号沿い西側部）	約94%